

# 「鈴木清丞と柏・沼南を住みよい街にする会」入会のご案内

私たちは、柏・沼南が住みよい街になるように、願っています。鈴木清丞氏は、その先頭にたって、努力していくことを約束しています。

特に、子どもたちが安心して教育を受けられるための環境整備、交通不便地域の解消を含めた誰でもが安心して生活できる街にするために、力を発揮しようとしています。

会の目的等をご理解のうえ、会への入会をご案内いたします。

## 「鈴木清丞と柏・沼南を住みよい街にする会」入会申込書

私は、「鈴木清丞と柏・沼南を住みよい街にする会」の目的に賛同し、会費500円を添えて、入会します。

名前

住所

電話番号

メールアドレス

お名前の公表の可否          公表可          公表不可

応援メッセージがあればお願いします。(公表可・公表不可)

### ニュースの配布先のご紹介

(自分で配布する場合は「手渡し」に○を、事務局より配布する場合は「事務局」に○をつけてください。)

お名前	ご関係	住所	連絡先	配布方法
				手渡し・事務局

領収書

様

年 月 日

金額500円 (「鈴木清丞と柏・沼南を住みよい街にする会」会費として)

「鈴木清丞と柏・沼南を住みよい街にする会」

# 「鈴木清丞と柏・沼南を住みよい街にする会」会則

(名称)

**第1条** この会は、「鈴木清丞と柏・沼南を住みよい街にする会」(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

**第2条** 本会の主たる事務所を千葉県柏市内に置く。

2 前項の事務所の他、必要に応じて従たる事務所を置くことができる。

(目的)

**第3条** 本会は、柏・沼南を住みよい街にするために、鈴木清丞氏の政治活動を支援すると共に会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

**第4条** 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 県政及び市政の調査研究事業
- (2) 講演会、講習会及び政治座談会の開催事業
- (3) 機関紙の発行事業
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な事業

(会員)

**第5条** 本会は、第3条の目的に賛同する者をもって会員とする。

2 前項の会員は、入会時に500円を会費として本会に納入しなければならない。

(役員の数)

**第6条** 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局員 若干名
- (4) 会計 2名
- (5) 監査 2名
- (6) 顧問 若干名

(役員職務)

**第7条** 会長は、本会を総理し、総会及び役員を招集し、その会議の議長となる。

2 副会長は、会長の職務の執行を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 事務局員は、会長の命を受けて本会の庶務事項にあたる。

4 会計は、会長の命を受けて本会の出納事務にあたる。

5 監査は、本会の会計について年1回以上監査しなければならない。

6 顧問は、会長の補佐にあたる。

(役員選任方法)

**第8条** 会長、副会長は、第10条に規定する総会において選任する。

2 事務局、会計、監査及び顧問は、会長の指名により選任する。

(役員任期)

**第9条** 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

**第10条** 総会は、本会の最高議決機関とし、次の事項について審議し決する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 決算に関すること。
- (3) 会則の改廃に関すること。
- (4) その他、役員会において必要と認めた事項。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

3 総会の議事は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

**第11条** 役員会は必要に応じて開催し、本会の運営に必要な事項について審議する。

2 役員会は役員過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。

3 役員会の議事は出席役員過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(経費)

**第12条** 本会の運営に要する経費については、第5条第2項に規定する会費及び寄附金その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

**第13条** 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日をもって終わる。

(委任規定)

**第14条** この会則に定めない事項については、役員会において定める。

## 附 則

1 この会則は、平成26年9月15日から施行する。

2 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条に規定する政治団体の届出にかかわる会計責任者及びその職務を代理すべき者は、第6条第4号の会計の職にある者から会長がそれぞれ指名する。